

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の一部改正について

1 改正内容

(1) 「産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る診断書類作成特別研修会」の名称変更及び修了証の有効期間設定に伴う改正

栃木県行政書士会の規則制定に伴い、次のとおり改正します。

【現行】 産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る診断書類作成特別研修会修了者

【改正後】 産業廃棄物処理業等に係る診断書等作成特別研修会修了者（修了証の有効期間内のものに限る。）

(2) その他所要の改正

2以上の申請を同時に行う場合（産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業を同時に申請する場合等）、1つの申請にのみ証明書類等を添付し他の申請には同書類の添付を省略することができる書類に「直前の事業年度の法人税申告書別表第二『同族会社等の判定に関する明細書』の写し」を加えます。

2 施行期日

平成 31(2019)年 1 月 1 日から適用します。